



町の財政は健全なの？健全化判断比率とは？

健全化判断比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、算出することが義務付けられた**財政の健全度を示す指標**のことです。この指標が基準値を超えると町債の借入が制限されるなど、財政破綻を未然に防ぐ仕組みになっています。令和4年度の町の健全化判断比率は次のとおり、全てにおいて基準を大幅に下回っていることから、**町の財政は健全**です。

指標		指標の説明	町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	標準的な収入に対する一般会計などの赤字の割合	— (—)	15%	20%
	連結実質赤字比率	標準的な収入に対する全会計の赤字・資金不足の割合	— (—)	20%	30%
	実質公債費比率	一般会計などが負担する町債の元利償還金の割合	6.1% (5.7%)	25%	35%
	将来負担比率	一般会計などが将来負担すべき町債の残高などの債務の割合	16.3% (33.9%)	350%	—
資金不足比率 (上水道・簡易水道・下水道事業)		事業規模に対する公営企業会計の資金不足の割合	— (—)	経営健全化基準 20%	—

- ※赤字・資金不足が発生していない場合は「—」と記載しています ※()は前年度の数値です
- ※**早期健全化基準**…この基準を超えると、自主的な財政の立て直しを進めることが求められる。(イエローカード)
- ※**財政再生基準**…この基準を超えると、いわば財政破綻の状態であり、国の関与を受けながら財政の立て直しが求められる。(レッドカード)



実質公債費比率から見る町の財政状況は？

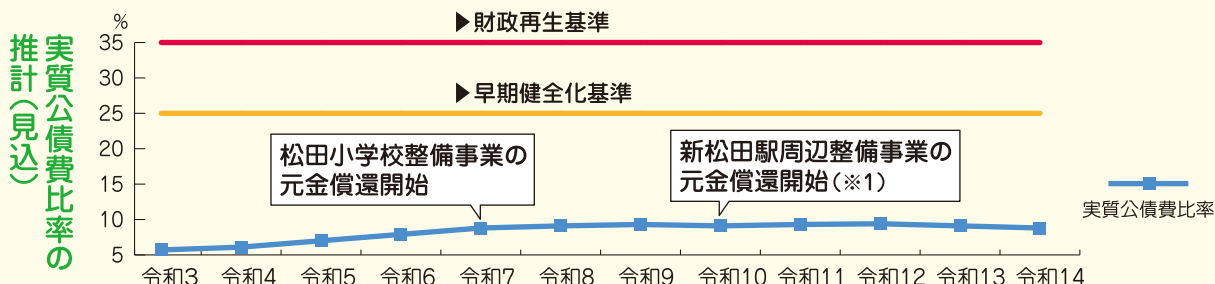
実質公債費比率とは、「町税などの町が自由に使える収入」に対する「町債の返済額(一部事務組合の借金返済の町負担分を含む)」の割合です。町債の返済の財政負担が多すぎないかを判断する指標として、健全化判断比率の中でも重要です。

町債返済の影響で、行政サービスの縮小や廃止をしないですむよう、実質公債費比率に留意して財政運営をする必要があります。今後、松田小学校整備事業などの大型公共事業により、町債の返済額は増加しますが、推計上、基準値を大きく下回って推移することから、**健全な財政が維持**されます。

町の比率	早期健全化基準 イエローカード	財政再生基準 レッドカード	【参考】県内市町村 平均	【参考】類似団体 平均
6.1%	25.0%	35.0%	7.5%	8.0%

※県内市町村平均および類似団体平均は令和4年度数値が総務省による公表前のため令和3年度の数値です(令和3年度財政状況資料集より)

※**類似団体**…人口と産業構造から市区町村を分類したもので、同程度の団体を比較する際に用いられます



※令和5年度以降の比率は推計値です ※1 新松田駅周辺整備事業の元金償還の開始時期は、令和5年3月時点の見込みです